

労働者派遣事業許可申請必要書類等（個人）

労働者派遣事業を行うにあたっては、労働者派遣法第7条の要件（許可基準）を満たしたうえで、下記①～⑩の書類等を、本店所在地を管轄する都道府県労働局に提出する必要があります。

兵庫労働局への申請の場合、許可を受けようとする月の3か月前の末日までに提出してください。
※代表者が欠格事由者（禁固以上の刑の執行中の者、刑の執行が終了してから5年を経過しない者または刑の執行猶予中の者等）である場合は、労働者派遣事業を行うことができません。

①労働者派遣事業許可申請書（様式第1号） 【正本1部・コピー2部】

②労働者派遣事業計画書（様式第3号） 【正本1部・コピー2部】

③キャリア形成支援制度に関する計画書（様式第3号-2） 【正本1部・コピー2部】

④自己チェックシート（様式第15号） 【正本1部・コピー1部】

⑤代表者および派遣元責任者の住民票 【正本1部・コピー1部】

- 本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載が無いものに限りです。
- 外国籍の方は国籍および在留資格（特別永住者の方は国籍および特別永住者であること）が記載されたものがが必要です。
- 申請日前3か月以内に証明されたものを提出してください。

⑥代表者および派遣元責任者の履歴書 【正本1部・コピー1部】

- 氏名・住所（居所）・生年月日のほか、最終学歴から現在までの職歴、役員への就任解任状況、賞罰の有無を記載してください。写真の貼付は不要です。
- 職歴に空白期間がある場合、その期間についての説明を記載（求職活動、開業準備等）してください。
- 派遣元責任者については「雇用管理の経験」等の要件を満たすことについても明記してください。

⑦派遣元責任者講習受講証明書 【コピー2部】

- 選任した派遣元責任者の、「派遣元責任者講習受講証明書」の写しを添付してください。
- 受講日が、申請の受理日前3年以内のものに限りです。

⑧所得税の確定申告書 【コピー2部】

- 最近（直近）の納税期のものに限りです。
- 納税地の所轄税務署の受付印があるものを提出してください。電子申告の場合は納税地の所轄税務署に受け付けられた旨が確認できるもの（e-tax 受信通知「メール詳細」を印刷したもの）の添付が必要です。

⑨納税証明書「その2」（所得金額の証明書） 【正本1部・コピー1部】

- 最近（直近）の納税期のものに限りです。

⑩貸借対照表および損益計算書（所得税青色申告決算書） 【コピー2部】

- 最近（直近）の納税期のもので、納税地の所轄税務署に提出したものに限りです。
- 白色申告または簡易簿記による青色申告の場合は不要です。

⑪預貯金残高証明書 【正本1部・コピー1部】

- 納税期末日のものを提出してください。
- 白色申告または簡易簿記の青色申告の場合は、上記に加えて、金融機関の貸付金残高証明書、所有不動産の登記事項証明書および固定資産税評価額証明書が必要になる場合があります。

⑫事業所の使用権を証する書類 【正本1部・コピー1部（賃貸借契約書はコピー2部）】

- 不動産の登記事項証明書、賃貸借（使用貸借）契約書により確認します（建物のみ）。
- 転貸借の場合は、所有者の転貸借にかかる同意書および原契約書の写しも併せて提出してください。
- 労働者派遣事業の事業所として、使用が可能なもの（使用目的・契約期間）に限ります。
- 参考資料として、事業所のレイアウト図（簡易なもので可）も併せて添付してください。

⑬個人情報適正管理規程 【コピー2部】

- 必要な項目が具備されている必要があります（モデル例あり）。

⑭派遣労働者のキャリア形成を念頭においた派遣先の提供のための事務手引、マニュアル等【コピー2部】

- 派遣労働者に、派遣先の提供を行うにあたっての手引・マニュアル等の作成が必要です（モデル例あり）。

⑮就業規則または労働契約書の写し（下記該当箇所が含まれるもの）【コピー2部】

- 派遣労働者に実施する教育訓練の受講時間を労働時間として扱い、相当する賃金を支払うことを原則とする取扱いを規定した箇所
 - 無期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないこと、また有期雇用派遣労働者についても、労働者派遣契約終了時に労働契約が存続している派遣労働者については、労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないことを規定した箇所
 - 無期雇用派遣労働者または有期雇用派遣労働者であるが労働契約期間内に労働者派遣契約が終了した者について、次の派遣先を見つげられない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第26条に基づく手当を支払うことを規定した箇所
- 上記の就業規則は、所轄労働基準監督署の受付印があるものに限りします。

⑯企業パンフレット等事業内容が確認できるもの 【正本またはコピー2部】

- 設立直後等で作成していない場合は不要です。

⑰手数料（収入印紙12万円分）

- 労働者派遣事業を行う事業所の数が2以上の場合、1事業所につき5万5千円分を追加してください。
- 申請窓口で関係書類のチェックを受けたあとに、①の書類の正本（第1面）に貼付してください。

⑱登録免許税の領収証書 【正本1部】

- 申請書を提出する労働局を管轄する税務署（兵庫労働局の場合「神戸税務署」）で納付してください。
- 銀行等や郵便局で納付する場合、必ず「神戸税務署」あてに納付してください。

⑲その他

- ①～⑱以外について、必要に応じて補足資料の提出が必要となる場合があります。

問い合わせ先：兵庫労働局職業安定部需給調整事業課 TEL:078-367-0831